

1 審査会の結論

実施機関の行った不存在決定は、やむを得ないものと判断する。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書不存在決定の取り消しを求める。

公文書公開請求日：平成24年8月10日（平成24年8月10日受付）

請 求 内 容：名張中学校の平成20年度の安全衛生管理者または安全衛生推進者の名前及びその役割、安全管理体制が記載されたすべての文書

実施機関の処分：平成24年8月23日付名教学教第1280号（不存在決定）

3 実施機関の説明趣旨

実施機関の説明は、平成20年当時、名張市内小中学校における安全衛生推進者は各校の教頭をもってこれに充て、三重県への報告書類では市内小中学校それぞれにおいて選任したことを報告したが、その氏名を記載した公文書が存在しないこと、また、各校において労働安全衛生管理規程は制定せず、市の職員安全衛生管理規程を適用することとしたため、名張中学校においても該当する公文書が存在しないというものである。

4 異議申立て理由

実施機関は、該当文書は存在しないと回答しているが、当時、平成19年12月12日付けで三重県教育委員会から市町教育委員会教育長に宛てられた通知文書の中で、平成20年4月1日から労働安全衛生管理体制の整備が義務づけられ、小中学校において労働安全衛生管理者もしくは労働安全衛生推進者を選任し、その名前を報告し、労働安全衛生管理規程を実施、施行しなければならないこととされた。

しかし、平成20年度の名張中学校の職員会議録に労働安全推進者の名前、労働安全衛生

規程の文書は見当たらず、当時の名張中学校校長からもこれに関する報告は一切なかった。一方で、名張市教育委員会は、三重県教育委員会に対する報告の中で、名張市内のすべての小中学校において安全衛生推進者選任率は100%であり、労働安全衛生管理規程を定めており、労働安全衛生管理にかかわる施策を各小中学校に通知徹底したとしており、矛盾が生じている。

該当公文書を作成しなかったとしていることの原因を明らかにされたいというものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

### (2) 本決定について

当審査会が実施機関に聴取により事実確認を行ったところ、実施機関の説明趣旨のとおり、名張中学校の平成20年度の安全衛生推進者の名前が記載された文書については、平成20年当時、名張市内小中学校において安全衛生推進者を選任することとなり、各校の教頭をもってこれに充てたため、各校の校務分担表においては、安全衛生推進者を位置づけておらず、従って、名張中学校の平成20年度の安全衛生推進者の名前が記載された文書は作成していないということであった。

名張中学校の平成20年度安全管理体制が記載された文書については、各校における独自の職員安全衛生管理規程は制定しておらず、名張市職員全体を対象とする名張市職員安全衛生管理規程において規定されているため、名張中学校の平成20年度安全管理体制が記載された文書は作成していないとのことであった。(なお、この名張市職員全体を対象とする名張市職員安全衛生管理規程は異議申立人に公開されている。)

名張中学校の平成20年度安全管理体制が記載された文書については、名張市職員全体を対象とする名張市職員安全衛生管理規程において規定されているとの実施機関の説明は、一応納得できるものであり、不存在決定は、妥当である。

しかし、名張中学校の平成20年度の安全衛生推進者の名前が記載された文書については、安全衛生推進者が、労働安全衛生法により選任が義務付けられ、関係労働者に安全衛生推進者の周知を義務付けているなど、安全衛生推進者の業務の重要性に鑑みれば、本来、その氏名は、何らかの文書の形で記録されているべきものである。

また、実施機関は、県に対し、市内各小中学校において安全衛生推進者を選任したことを文書で報告しているのであるから、その報告の根拠もまた文書により記録されているべきである。

もともと、名張中学校の平成20年度の安全衛生推進者の名前が記載された文書は実際に作成されていない以上、不存在決定はやむを得ないものと判断する。

### (3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

## 6 審査会の意見

当審査会の判断は以上であるが、上記のとおり、安全衛生推進者の氏名等は、責任の明確化等の観点から文書により記録されているものであり、このように作成されるべき文書について、遺漏が生じないように作成されたい。

## 7 審査会の経過

| 年 月 日       | 処 理 内 容                          |
|-------------|----------------------------------|
| 平成24年 9月 7日 | 諮問書受理                            |
| 平成24年11月19日 | 第56回名張市情報公開審査会 審査                |
| 平成24年 1月21日 | 第57回名張市情報公開審査会 審査<br>実施機関からの意見聴取 |
| 平成25年 5月13日 | 第60回名張市情報公開審査会 審査                |
| 平成25年 6月10日 | 第61回名張市情報公開審査会 審査                |
| 平成25年 8月27日 | 第62回名張市情報公開審査会 審査                |
| 平成25年11月 6日 | 第63回名張市情報公開審査会 審査                |
| 平成26年 1月22日 | 第64回名張市情報公開審査会 答申                |

## 8 審査会委員

| 職 名    | 氏 名     | 役 職 等        |
|--------|---------|--------------|
| 会 長    | 前 田 定 孝 | 三重大学人文学部准教授  |
| 会長職務代理 | 大 塚 耕 二 | 三重弁護士会 弁護士   |
| 委 員    | 三 宅 裕一郎 | 三重短期大学法経科准教授 |
| 委 員    | 國 富 静 代 | 名張市人権擁護委員    |
| 委 員    | 中 谷 由希子 | 三重弁護士会 弁護士   |